

議 事 録

会議の名称	令和2年第2回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年2月25日(火) 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第8号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 第11号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について (6) 第12号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について (7) 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (9) 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (10) 報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (11) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について (12) 報告第11号 買受適格証明願について

配付資料	<p>1 令和2年第2回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和2年第2回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 第2回総会事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から令和2年第2回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。新型コロナウイルスの話題が多いですが、ウイルスも季節が暖かくなり早く消えてもらいたいものです。本日、事務局が会議室の入り口で消毒液やマスクを用意してくれました。我々は体が資本です。自分の身は自分で守っていかなければなりません。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、清水茂則委員、内田委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員 44名中42名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>議事日程 3 議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は 1 7 番坂本委員及び 1 8 番坂爪委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案 6 件及び報告 6 件であります。</p> <p>まず、第 7 号議案「農地法 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第 7 号議案を説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>第 7 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第 3 条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2 ページをご覧ください。申請件数は、4 件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第 3 条第 2 項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が 5 0 アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号 1 から順に審議いたします。まず、整理番号 1 について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号 1 を説明いたしますので、2 ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田 1 筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、3 ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第 3 条第 2 項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ</p>

	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、池田委員の報告をお願いいたします。
池田委員	<p>19番池田から報告します。2月21日に現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地については、3ページ3-1の地図をご覧ください。県道児玉新町線、上里方面に向かう道路から東に少し入った場所に位置しております。受人は米麦を中心に農業経営をしております。今回の申請地も米麦を作付けするそうです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>18番坂爪から報告をさせていただきます。2月22日黒沢推進委員、新井推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページ3-2の地図をご覧ください。国道462号線、○○○○○○○○○○○○○○の信号から東に少し入った場所にあります。申請人は、親と米麦を中心に農業を営んでおります。申請地にも米麦を作付けしたいそうです。</p> <p>受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3についてですが、次の整理番号4と受人が同一で、申請事由及び権利区分も同じであり、申請地についても近いことから、整理番号3及び整理番号4を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3及び整理番号4を一括で説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田4筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページ及び6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3および4について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>6番塩原から報告します。2月22日戸塚推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。5ページ3-3と6ページ3-4の地図をご覧ください。3-3については、県道沼和田杉山線から南側、3-4については、国道462号線沿いにあります。受人は、新しく計画されているバイパス道路で、耕作地が狭くなり代替地を探していたところ、ちょうどよい農地が見つかったということです。</p> <p>受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3及び4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。整理番号3及び4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第8号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願ひます</p>

<p>事務局長</p>	<p>第8号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第8号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、8ページ及び9ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。田6筆及び畑8筆の面積合計17,909㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまいます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、宮部委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第8号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第8号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第8号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>事務局に申し上げます。宮部委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第9号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います</p>
事務局長	<p>第9号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第9号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、11ページをご覧ください。申請件数は2件で、牛舎、資材置場及び駐車場用地1件と駐車場用地1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、牛舎建設工事です。用途地域は、指定なしです。令和2年1月10日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石よりご説明させていただきます。2月22日、飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。12ページ4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は〇〇〇〇〇〇の東側に位置しております。申請人は現在、乳牛100頭、和牛100頭を飼育しており、今回の申請地には、子牛の育成用に牛舎と資材置場に使用したいということです。周辺の農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆さまの慎重審</p>

	議をよろしくお願ひいたします。
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、駐車場整備工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。4-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、元は広い面積を有し、申請人の先代が昭和44年に会社を建設し事業を行っておりました。その後、分筆により現況の公図となっております。現在、申請地の南側の土地に会社が建ち、そちらの地目は宅地となっております。申請地は、以前より会社の駐車場や資材の搬入等に使用しているとのことで、今般、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、鈴木広子委員の報告をお願ひいたします。
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告します。2月23日笠原推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。13ページ4-2の地図をご覧ください。申請地は○ ○○○○○○○○より東側、○○○○○○○○より南に少し入った場所に位置しております。元々、広い土地ですが、大型8トン車などの大型車も出入りができるようにしたいということです。申請地の道を挟んで西側には、広い農地がありますが、転用に当たっては特に問題はないと思われます。</p>

	皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第10号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第10号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、15ページをご覧ください。申請件数は、4件で、その内訳は、所有権移転2件、使用貸借権1件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地・茶道教室用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。
鈴木広子委員	10番鈴木が報告します。2月23日笠原推進委員と現地調査及び聞き取

	<p>り調査を行いました。16ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○○○から西に向かった場所となります。申請事由は自己用住宅用地とありますが、道路の拡幅のため、今まで住んでいた家に住めなくなってしまうため、代替地としての申請です。申請地の周辺は住宅が立ち並び、転用にあたっては問題ないと思います。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、事務局より補足説明があります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちらの案件は、一般住宅としては、面積が広いのですが、今回の申請は、住宅と茶道教室となります。茶室の他、生徒用の駐車場も含まれての申請となります。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、寿3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、元は申請地の北側の土地に家屋が建っておりましたが、昭和30年代に国道の拡幅により、家屋を南側の申請地に移築して、現在に至っているとのこととございます。今般、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのこととございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至った</p>

	とのことでございます。以上でございます。
議長	整理番号2について、細野会長代理の報告をお願いいたします。
細野会長代理	1番細野よりご説明させていただきます。2月20日細野林之助推進委員と現地確認を行いました。17ページ5-2の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地です。申請地は国道17号のすぐ南側にあります。譲受人は元々申請地の北側の土地に住んでいましたが、昭和38年ごろ国道17号の拡張に伴い、現在の土地に移住することになりました。その際、畑の上に住宅を移築してしまったようです。今回申請地が農地であることを知り、是正したく申請にいたしました。申請地は宅地に囲まれており、農地の集団性や周辺農地等に支障はないことから、転用にあたりは特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。申請地は、18ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。 第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号3について、立石委員の報告をお願いします。

立石委員	<p>8番立石が報告します。2月21日飯島推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。18ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は小山川クリーンセンターの北となります。申請事由は自己用住宅用地です。受人は共有名義ですが、各々の勤務先に便利なために、この場所を選んだということです。南側には畑が広がる感じですが、申請地の周辺は住宅が立ち並び、転用にあたっては問題ないと思います。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について私から報告いたします。2月21日倉林永次推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。19ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は旧県道からゴルフ場に向かう道の途中にあります。申請地の隣接は太陽光発電施設用地となっており、周辺農地の影響はないと思います。皆様の慎重審議をお願いします。</p> <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第11号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第11号議案を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>第11号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1ページをご覧ください。農用地区域からの除外3件となっています。</p> <p>農用地区の除外については、土地改良事業等の工事完了後8年未経過の土地については、原則、除外は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に認めることとなっています。今回、除外の計画事由は、全て分家住宅となっています。</p> <p>申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、金屋土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。5ページが位置図、6ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われまます。なお、9ページが事</p>

	<p>業計画図となります。</p> <p>次に、事案番号2を説明いたしますので、11ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、牧西地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。</p> <p>12ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。13ページが位置図、14ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、17ページが事業計画図となります。</p> <p>次に、事案番号3を説明いたしますので、19ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。</p> <p>20ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。21ページが位置図、22ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、25ページが事業計画図となります。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第11号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第11号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第11号議案については、原案のとおり変更することに「同意」いたしました。</p>

	<p>次に、第12号議案「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第12号議案を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>第12号議案農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地区分につき、別紙の対象地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等により確認した荒廃農地のうち、再生利用が困難と見込めるものについて、農地に該当するか否かの判断の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>対象地については、22ページ及び23ページをご覧ください。件数は、28件でございます。土地の所有者は記載のとおりです。対象地の地目は全て畑で、児玉町秋山地内7筆、児玉町太駄地内9筆、児玉町河内地内5筆、児玉町稲沢地内1筆、児玉町元田地内1筆、児玉町入浅見地内5筆の計28筆、面積合計19,488.1㎡でございます。</p> <p>なお、対象地位置図は、24ページから31ページとなります。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>また、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、農地に該当するか否かの判断の条件に基づき、「農地」に該当しない旨の判断を行うこととされております。</p> <p>その判断の条件としましては、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地</p>

	<p>に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件であります28筆は、昨年8月に、利用状況調査及び荒廃農地調査を兼ねて、農業委員会と市（農政課）と共同で実施しました農地パトロールにより、森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地として、B分類と判定された農地のうち、周辺の土地と一体的に山林化している状況で、土地の所有者の確認が取れている農地を対象としています。</p> <p>なお、対象地の所有者には、本年1月に、農業委員会において対象地を農地に該当するか否かの判断を行うことになる旨の「非農地判断に係る事前通知」を送付しております。</p> <p>また、本総会において、農地に該当しないと議決された場合は、土地所有者へ「非農地通知書」を送付いたします。併せて、事務局では、農地台帳から削除して台帳を整理することになります。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	第12号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。
亀田委員	非農地として判断された場合、非農地通知書が送られるということですが、登記とかは、どのように処理をするのですか。
事務局長	非農地証明と一緒に地目変更登記の手続きの方法を同封しております。
亀田委員	地目変更登記は、嘱託登記などで、事務局で行わないのですか。
事務局長	地権者の方に登記をしていただきます。
議長	他にご質疑がございましたらお願いいたします。
間正委員	確認なのですが、登記は本人申請ですか。
事務局長	本人に通知と登記の案内を送付しますので、地目変更登記は本人にさせていただくことになります。
議長	<p>他にご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第12号議案については、対象地を農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第12号議案については、農地に該当しないこ</p>

	<p>とに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第6号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第6号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第7号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第7号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第8号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第8号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、37ページ及び38ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p>

	次に、報告第9号を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>報告第9号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。</p> <p>報告第9号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が40ページから43ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第10号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第10号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領件数は、13件です。その通知内容は、45ページから47ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第11号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第11号を説明いたしますので、議案書48ページをご覧ください。</p> <p>報告第11号買受適格証明願について、農地に係る競(公)売に参加し、最高価買受申出人となった場合は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出を受けられる買受適格者であることの証明について、別紙のとおり本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>証明願の内容については、49ページをご覧ください。専決処分件数は、</p>

	<p>2件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競(公)売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

令和2年第2回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日		令和2年2月25日(火)				
開催場所		本庄市役所 大会議室				
開会時刻		午後2時				
閉会時刻		午後3時20分				
会長		田端 講一				
会長代理		細野 俊文				
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	欠席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席	○		間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席	○	本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	欠席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇